

町田市
屋外広告物の
しおり



町田市 2024 年 10 月

町田市屋外広告物のしおり

目次

1. 屋外広告物とは	1
屋外広告物とは	
屋外広告物の種類	
2. 屋外広告物が出せないところ	3
禁止区域（屋外広告物が出せない区域）	
禁止物件（屋外広告物が出せない物件）	
適用除外広告物	
許可不要広告物	
3. 屋外広告物の規格	7
共通規格	
地域別の規格	
広告物の種類別の規格	
4. 屋外広告物の表示の流れ	16
屋外広告物の表示の流れ	
広告物に関する事前協議	
許可申請の手続き	
許可申請手数料・許可期間	
取付け完了の届出	
管理の義務	
許可の更新	
変更の許可	
除却の義務	
5. エリアマネジメント広告の活用推進	20
6. 罰則	21
7. 手続きの窓口	21
町田市屋外広告物条例に関する窓口	
町田市屋外広告物条例以外に基づく確認・許可	
8. 屋外広告物条例・施行規則の条文	21

1. 屋外広告物とは

屋外広告物とは

屋外広告物法第2条第1項の定義で、「屋外広告物」とは、次の要件をすべて満たすものと定義されています。

- 常時又は一定の期間継続して
- 屋外で
- 公衆に表示されるものであって、
- 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

のことをいいます。商業広告のような営利的なものに限らず、文字で表示されていない絵、商標、シンボルマークなども、具体的なイメージや観念を表しているものは、上記全ての要件を満たしていれば、屋外広告物[※]に該当します。

なお、次のような広告は上記の要件に合致しないため、屋外広告物には該当しません。

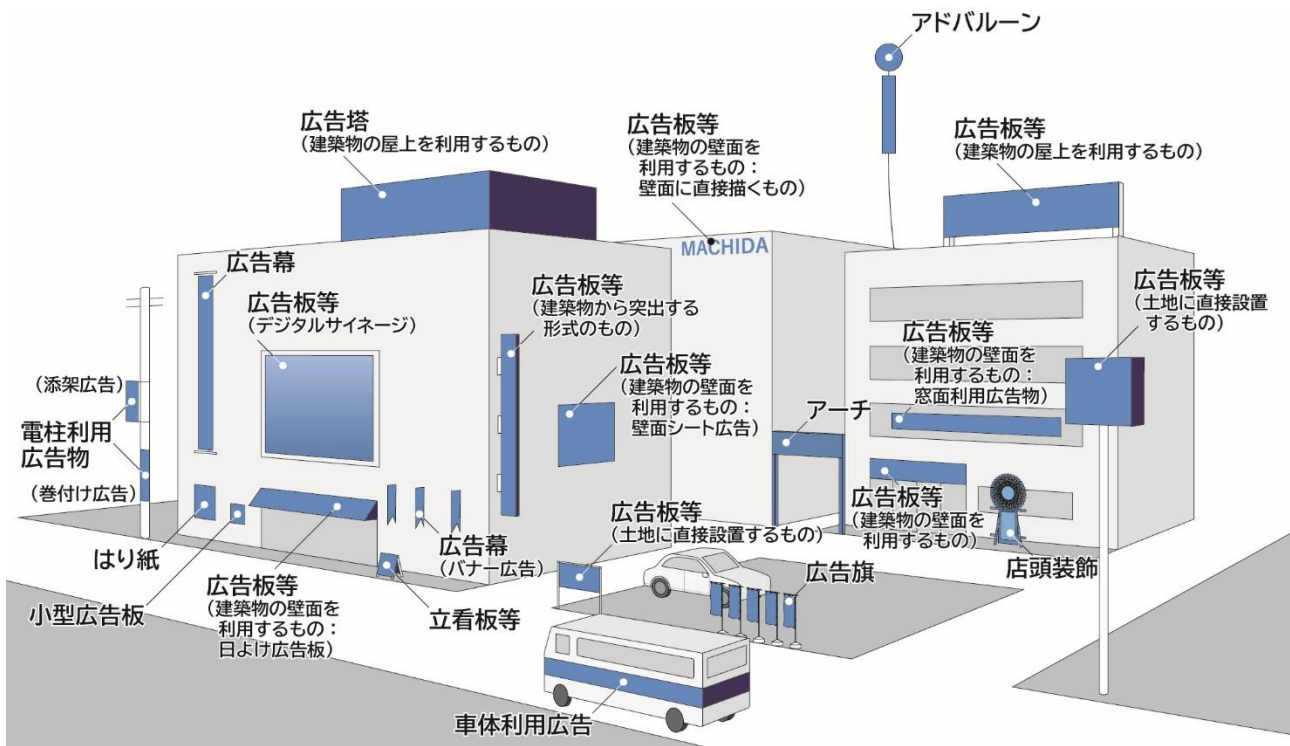
屋外広告物に該当しない広告

- 駅や競技場、遊園地内等で、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- 街頭演説等ののぼり旗等一時的で、かつ、設置者の直接的な管理下にあるもの
- 単に光を発するもの（サーチライト及び文字のない単一色の板への照明）
- 音響のみの広告

※屋外広告物法や町田市屋外広告物条例では「屋外広告物」の「表示」に加えて「屋外広告物を掲出する物件（掲出物件）」の「設置」も対象としていますが、このしおりでは、これらをまとめて「屋外広告物」の「表示」として表記します。

屋外広告物の種類

屋外広告物には、その表示の方法によって、さまざまな種類のものがあります。



広告物の種類	定義
広告塔	立体の表面を利用して広告内容を表示するもので、広告表示面を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔、球形又は多面体であるもの
広告板等	次に掲げるもののいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ● 広告表示面が板状のもので、その片面又は両面に広告内容を表示するもの（突出看板を含む。）（小型広告板、立看板等、はり札等を除く。） ● 建築物その他の工作物等の外面に文字、図案等のみを表示するもの
小型広告板	広告表示面が板状のもので、その片面に広告内容を表示するもののうち、縦及び横の長さがともに1 m以下であるもの（立看板等及びはり札等に掲げるものを除く。）
立看板等	紙、布、木、金属等を使用して作成されたものであって、容易に移動させることができる状態で立て、又は建築物その他の物件を利用して立て掛ける立看板その他これに類するもの（これらを支える台を含む。）
はり紙	紙等に印刷その他の方法により広告内容を表示した屋外広告物であって、建築物その他の物件に貼付するもの
はり札等	ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板その他の軽易な材質の板に印刷その他の方法により広告内容を表示した屋外広告物であって、建築物その他の物件に容易に取り外すことができる状態で取り付けるもの
広告旗	布、網、ビニール等を使用して作成されたのぼり旗で、容易に取り外すことができる状態で立て、又は立て掛けて広告内容を表示するもの（これを支える台を含む。）
広告幕	布、網、ビニール等を使用して作成されたものに印刷その他の方法により広告内容を表示した屋外広告物（広告旗を除く。）
宣伝車利用広告	自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝用自動車の外面を利用する屋外広告物
車体利用広告	電車、バス、乗用自動車又は貨物自動車の外面を利用する屋外広告物
アドバルーン	綱をつけた気球を掲揚し、その綱又は気球を利用して広告内容を表示するもの（東京都火災予防条例に適合するものに限る。）
アーチ	道路上を横断して表示する屋外広告物（広告幕を除く。）
装飾街路灯	屋外広告物と物理的に分離することができない状態で一体化している街路灯
店頭装飾	店舗の入口周辺に一時的に表示する屋外広告物で、表示期間が30日を超えないもの
プロジェクションマッピング	建築物その他の工作物等に光で投影する方法により表示される屋外広告物

2. 屋外広告物が出せないところ

町田市屋外広告物条例では、良好な景観・風致の維持のため、屋外広告物が出せない区域（禁止区域）と屋外広告物が出せない物件（禁止物件）を設定しています。

禁止区域（屋外広告物が出せない区域）

下記に示す禁止区域では、原則として屋外広告物を表示することができませんが、自家用広告物※などの適用除外広告物（➡5ページ参照）は、基準を満たせば許可を受けて表示することができます。また、他法令の規定により表示する屋外広告物など、許可不要で表示できる屋外広告物（➡5～6ページ参照）もあります。

※自家用広告物：自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する屋外広告物

禁止区域の一覧

- 第一種・第二種低層住居専用地域
- 第一種・第二種中高層住居専用地域
- 特別緑地保全地区
- 風致地区
- 古墳、墓地、火葬場、葬儀場、社寺、仏堂、教会
- 市・国・公共団体が管理する公園、緑地、運動施設、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地
- 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、病院、診療所の敷地
- 公民館、図書館、博物館、美術館、公会堂の敷地
- 官公署の敷地
- 道路の路線用地
- 東名高速道路の道路（本線）の中心線から両側500m以内の区域
- 鉄道の路線用地

★このほか、今後、町田市景観条例に基づく「地域景観資源」が登録されたときに、良好な景観形成のために必要な場合はその区域を禁止区域に指定します。

■ 禁止区域で表示できない広告物、表示できる広告物

広告物の種類	禁止区域	禁止区域以外の区域
通常の屋外広告物 (適用除外広告物、許可不要広告物のいずれにも該当しない屋外広告物)	原則、表示不可	許可を受けて 表示可能
適用除外広告物 ➡ 5ページ参照 ・自家用広告物 ・電柱利用広告物 など	許可を受けて 表示可能	許可を受けて 表示可能
許可不要広告物 ➡ 5～6ページ参照 ・他法令の規定による広告物 ・小規模な自家用広告物 など	許可を受けずに 表示可能	許可を受けずに 表示可能

禁止物件（屋外広告物が出せない物件）

下記に示す禁止物件には、原則として屋外広告物を表示することができません。

禁止物件の一覧

- 橋（橋台、橋脚を含む）、高架道路、高架鉄道
 - 道路標識、信号機、ガードレール
 - パーキングメーター
 - 街路樹、路傍樹
 - 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所
 - 送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突
 - 形像及び記念碑
 - 石垣
 - 電柱、電話柱、街路灯柱、消火栓標識（立看板等、はり紙、はり札等又は広告旗のみ禁止）
 - アーチの支柱、アーケードの支柱（立看板等、はり紙、はり札等又は広告旗のみ禁止）
- ★このほか、今後、町田市景観条例に基づく「地域景観資源」が登録されたときに、良好な景観形成のために必要な場合は禁止物件に指定します。

ただし、許可不要広告物（⇒5～6ページ参照）のうち、下記に掲げるものについては、禁止物件にも表示することが可能です。

禁止物件に表示することができる許可不要広告物

- 市、国又は公共団体が公共的目的をもって表示する屋外広告物
- 公益を目的とした集会、行事その他の催しのために表示する立看板等、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕及びアドバルーン
- 公益を目的とした集会、行事その他の催しのために表示するプロジェクションマッピングで、公益性を有するもの
- 他の法令の規定により表示する屋外広告物
- 公益上必要な施設又は物件に、当該施設又は物件を寄贈した者の氏名（法人にあつては、その名称）を表示する屋外広告物
- 自家用広告物
- 管理用広告物（自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する屋外広告物）
- 冠婚葬祭、祭礼等のために表示する屋外広告物

適用除外広告物

下表に示す屋外広告物については、それぞれ下表に示す基準を満たしていれば、許可を受けたうえで、禁止区域（➡3ページ参照）にも表示することができます。

■ 適用除外広告物

自家用広告物
<ul style="list-style-type: none"> ・自己の事業の内容や営業の内容を含んでいないこと ・橋梁や石垣から突出するものでないこと ・表示面積の合計が20㎡以下(学校、病院及び診療所に係る屋外広告物にあつては50㎡以下)であること ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること
駐車場案内広告
<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が3㎡以下であること ・地盤面から屋外広告物の上端までの高さ5m以下であること ・屋外広告物の表示者等、寄贈者等の氏名または名称を表示する場合は、当該表示部分の面積が屋外広告物の表示面積の8分の1以下であること ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること
電柱、電話柱、街路灯柱等を利用する屋外広告物
<ul style="list-style-type: none"> ・公衆の利便に供することを目的とするものであること ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること
電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物
<ul style="list-style-type: none"> ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること
避難標識または住居表示街区案内図と一体的に表示する屋外広告物
<ul style="list-style-type: none"> ・広告料収入を避難標識または住居表示街区案内図の設置又は管理に要する費用に充てるものであること ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること
東名高速道路の道路(本線)の中心線から両側500m以内の区域に表示する屋外広告物
<ul style="list-style-type: none"> ・東名高速道路から展望できないものであること ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること

許可不要広告物

下表に示す屋外広告物については、それぞれ下表に示す基準を満たせば、禁止区域（➡3ページ参照）にも表示することができます。また、広告物の種類によっては、禁止物件（➡4ページ参照）に表示することもできます。表示にあたって許可を受ける必要はありませんが、広告物の種類によっては町田市長に「屋外広告物表示等届」を提出する必要があります。

■ 許可不要広告物(屋外広告物表示等届の提出が必要なもの)

市、国又は公共団体が公共的目的をもって表示する屋外広告物
<ul style="list-style-type: none"> ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること ※禁止区域・禁止物件以外に表示する場合や、表示面積が10㎡以下の場合は、届出不要
公益を目的とした催しのために表示する立看板等、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕及びアドバルーン
<ul style="list-style-type: none"> ・公共の安全、福祉の増進、環境の保全、教育の向上その他社会一般の利益を目的として行う集会、行事その他の催しのために表示するものであること ・表示期間が30日以内であること ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること
公益を目的とした催しのために表示するプロジェクションマッピングで、公益性を有するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・営利目的の企業広告等の占める割合(表示面積×投影時間で計算)が概ね3分の1以下であること ・営利目的の企業広告等を表示することによる広告料収入の用途が公益に関する目的を有すること ・表示期間が3ヶ月以内であること ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること

■ 許可不要広告物(屋外広告物表示等届の提出が必要なもの) つづき

講演会、展覧会、音楽会等のために表示する屋外広告物	
<ul style="list-style-type: none"> ・禁止物件に表示しないこと ・講演会等の会場の敷地(会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。)内に表示するものであること ・講演会等の案内に必要な事項(名称、開催期日、開催内容、主催者名等)を表示するものであること ・表示の内容に特定の商品の名称及び講演会等における商品の販売に関する事項を含まないこと ・屋外広告物のそれぞれの表示面積が10㎡以下であり、かつ、その間隔が30m以上であること ・地盤面から屋外広告物の上端までの高さが5m以下であること ・広告表示面に用いる色彩が4色以下であること ・表示期間が、当該講演会等が開催される日の前日から終了する日までであること ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること 	
塀(工事現場の板塀その他これに類する仮囲いを含む。)に表示する屋外広告物	
<ul style="list-style-type: none"> ・禁止物件に表示しないこと ・宣伝の用に供されていない絵画、イラスト又は写真であること ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること 	

■ 許可不要広告物(手続きが不要なもの)

他の法令の規定により表示する屋外広告物	
<ul style="list-style-type: none"> ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること 	
公益上必要な施設又は物件に、寄贈者の氏名(法人にあっては、その名称)を表示する屋外広告物	
<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が0.5㎡以下で、かつ、当該屋外広告物を表示する施設又は物件のその面の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以下であること ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること 	
自家用広告物	
<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、第一種文教地区においては5㎡以下、それ以外の地域においては10㎡以下であること ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること 	
管理用広告物(自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する屋外広告物)	
<ul style="list-style-type: none"> ・土地の面積をA(㎡)としたとき、表示面積の合計が$[A \div 1000]$を小数点第1位で切り上げた数$\times 5$㎡以下であること ・第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域に表示する場合は、以下の通りであること <ul style="list-style-type: none"> ＊地盤面から屋外広告物の上端までの高さが4m以下 ＊表示面積が3㎡を超えるものは表示面積の過半に使用する色彩が高彩度色でなく、かつ、色数が4色以下 ＊余白の面積が広告表示面ごとに表示面積の30%以上 ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること 	
冠婚葬祭、祭礼等のために表示する屋外広告物	
<ul style="list-style-type: none"> ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること 	
電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物	
<ul style="list-style-type: none"> ・禁止物件に表示しないこと ・次のいずれかに該当するものであること <ul style="list-style-type: none"> ＊車体に所有者または管理者の氏名、名称、店名または商標を表示するもの ＊収益を目的としない宣伝及び集会、行事その他の催しに係る事項を表示するもの ＊政党その他の政治団体、労働組合等の団体または個人が政治活動または労働運動として行う宣伝及び集会、行事その他の催しに係る事項を表示するもの ＊道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車で、使用の本拠の位置が町田市区域外にあるもので、当該区域における屋外広告物に関する条例の規定に従って表示するもの ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること 	
人、動物、車両(電車及び自動車を除く。)、船舶等に表示する屋外広告物	
<ul style="list-style-type: none"> ・禁止物件に表示しないこと ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること 	
非営利広告物(非営利目的のための立看板等、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕及びアドバルーン)	
<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当するものであること <ul style="list-style-type: none"> ＊収益を目的としない宣伝及び集会、行事その他の催しに係る事項を表示するもの ＊政党その他の政治団体、労働組合等の団体または個人が政治活動または労働運動として行う宣伝及び集会、行事その他の催しに係る事項を表示するもの ・表示期間が30日以内であること ・表示面積が、立看板等の場合は3㎡以下、はり紙またははり札等の場合は1㎡以下であること ・広告表示面または見やすい箇所に屋外広告物の表示者の氏名、名称または連絡先を明記してあること ・規格(➡7～15ページ参照)に適合すること 	

3. 屋外広告物の規格

町田市屋外広告物条例では、良好な景観・風致の維持のため、屋外広告物の大きさや高さ、照明、色彩などについて、町田市全域の **共通規格** と、用途地域などの **地域別の規格**、**広告物の種類別の規格** を設定しています。すべての屋外広告物は、これらの規格に適合していなければなりません。

共通規格

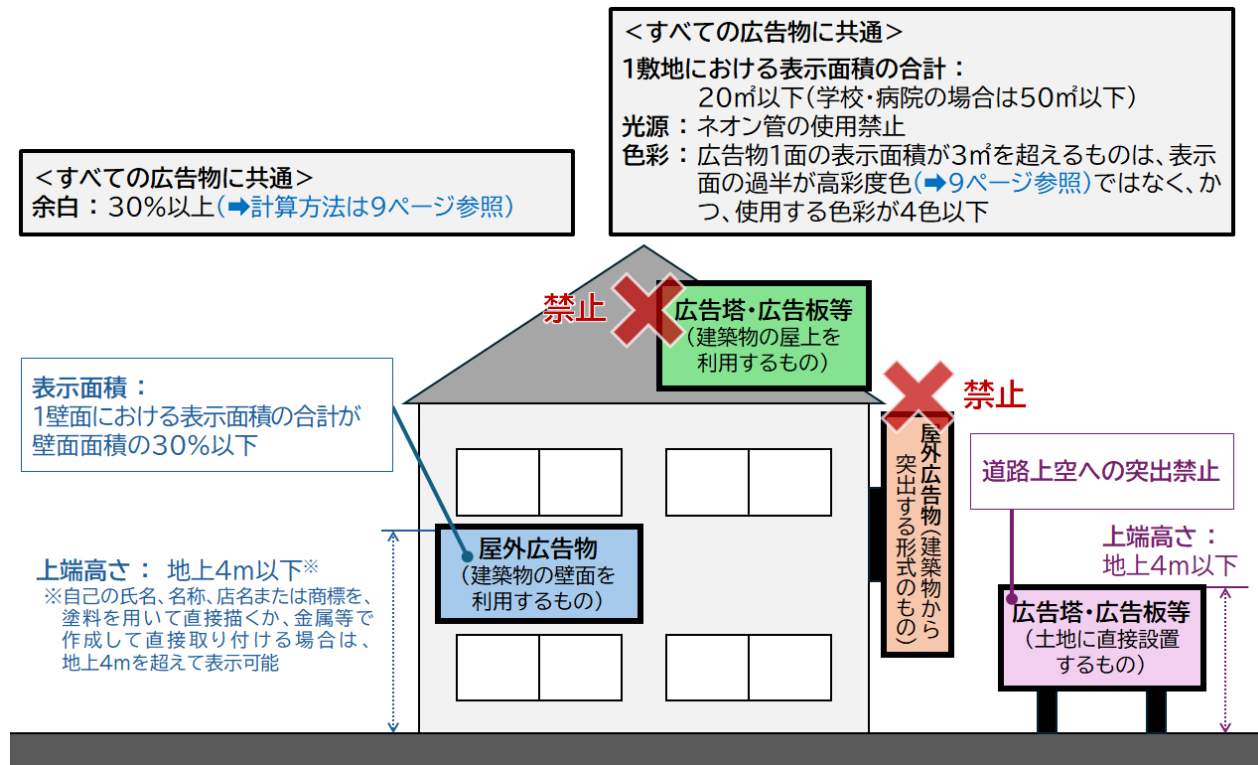
- 形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観風致を害するおそれのある屋外広告物を表示することはできません。
- 次のような、公衆に危害を及ぼすおそれのある屋外広告物を表示することはできません。
 - ◆ 腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険な屋外広告物
 - ◆ 構造または設置の方法が危険な屋外広告物
 - ◆ 風圧または地震その他の震動もしくは衝撃により容易に破損し、落下し、倒壊する等のおそれのある屋外広告物
 - ◆ 信号機、道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げる等、道路交通の安全を阻害するおそれのある屋外広告物

地域別の規格

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域

禁止区域

★自家用広告物以外の適用除外広告物・許可不要広告物は、この規格ではなく、準住居地域の規格（➡10ページ参照）が適用されます。



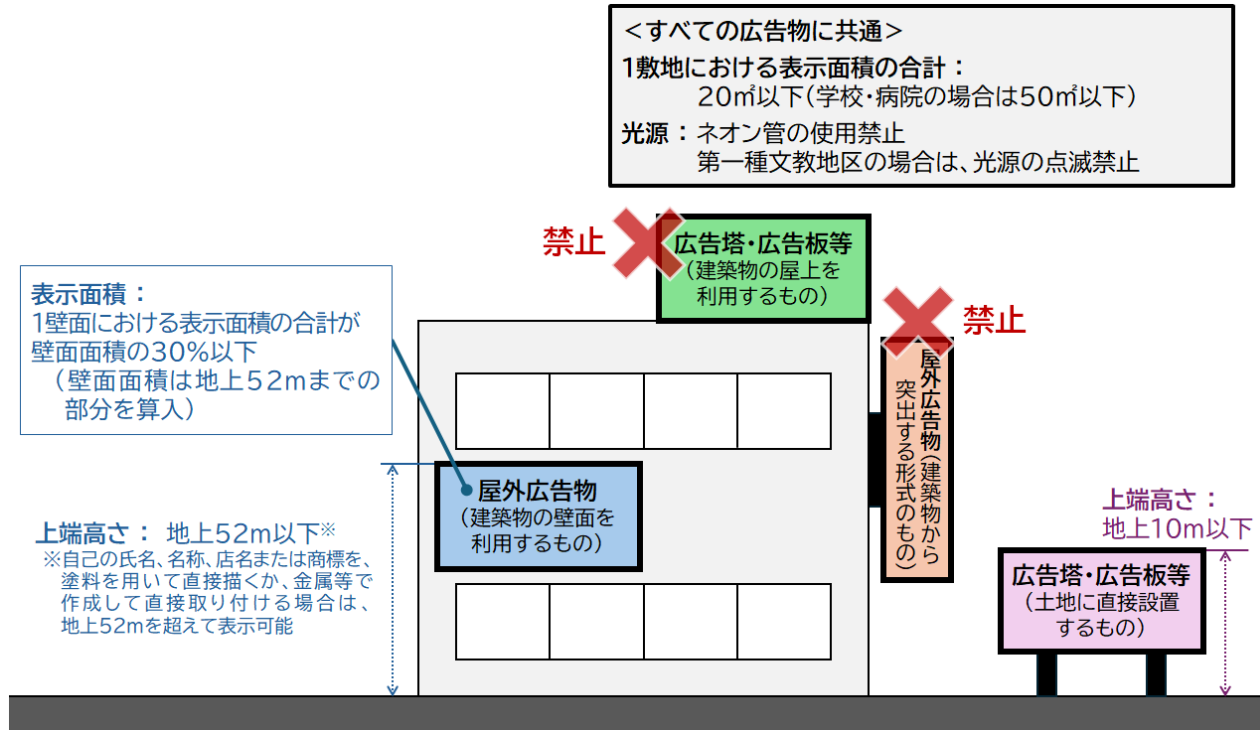
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

風致地区※、特別緑地保全地区※

禁止区域

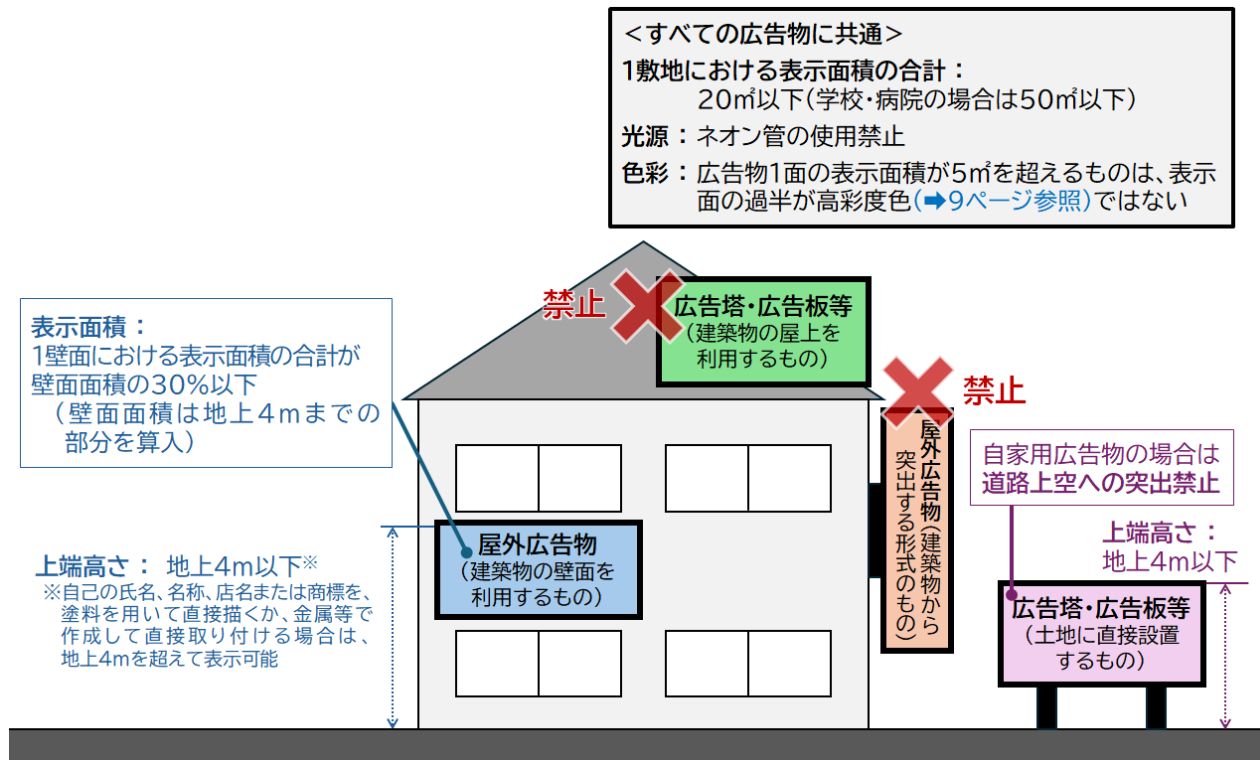
※第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域の区域を除く。

★自家用広告物以外の適用除外広告物・許可不要広告物は、この規格ではなく、準住居地域の規格（➡10ページ参照）が適用されます。



用途地域が指定されていない地域※

※風致地区および特別緑地保全地区の区域を除く。

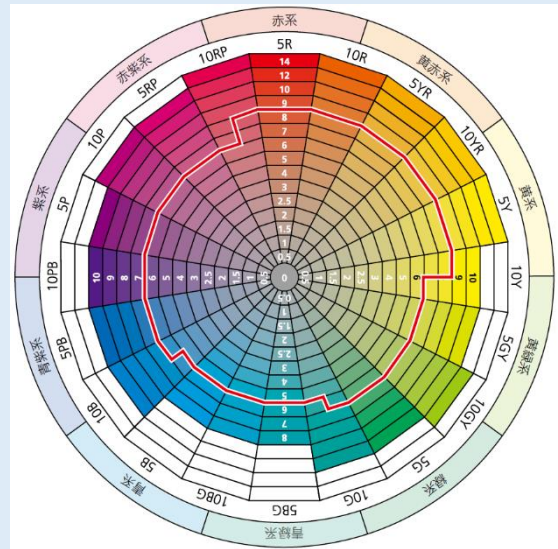


高彩度色とは

「高彩度色」とは、赤や黄、青、緑、紫などの派手な色彩のほか各色相の最高彩度の $\frac{2}{3}$ を超える鮮やかな色彩のことをいいます。

町田市屋外広告物条例では、高彩度色の範囲を具体的に下表のとおり定めています。

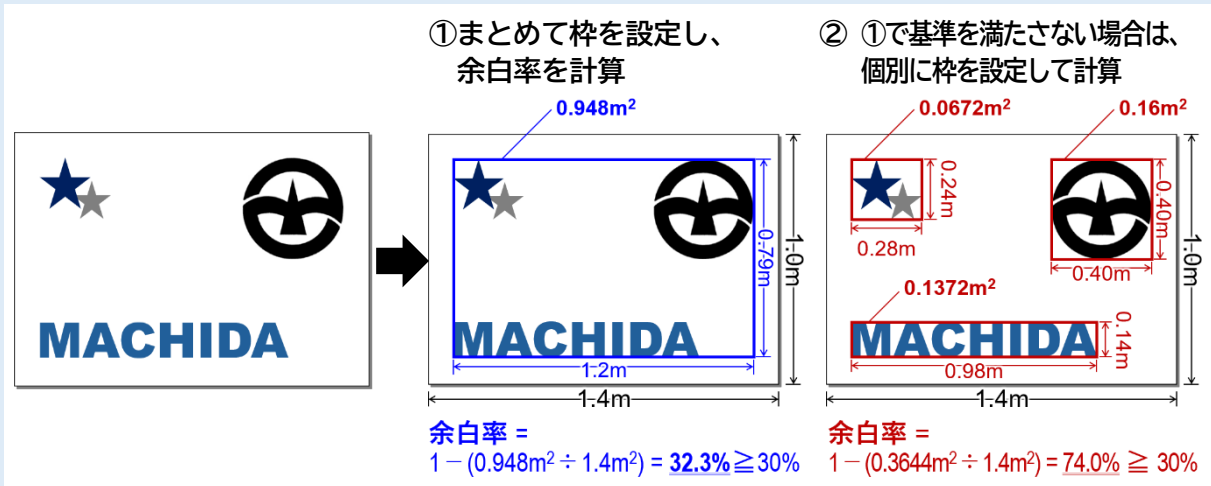
色相	彩度
0.1Rから10Yまで	8
0.1GYから10Gまで	6
0.1BGから10Bまで	5
0.1PBから10RPまで	6



余白の計算方法

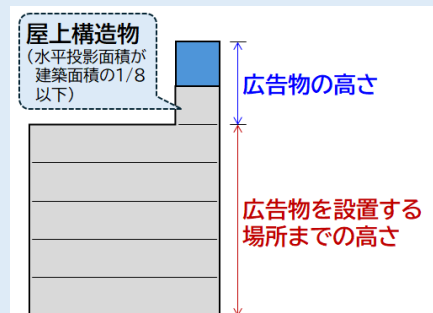
第一種低層住居専用地域等で屋外広告物の規格に含まれる「余白」の面積は、屋外広告物を構成する文字や写真、イラスト等の全てを包含する長方形の枠を定め、その長方形の面積の合計を屋外広告物の表示面の面積から差し引くことで計算します（下図の①の方法）。計算した余白の面積が、屋外広告物の表示面の面積の30%以上となっていれば、規格に適合します。

上記の計算結果が規格に適合しない場合は、文字や写真、イラストのそれぞれに長方形の枠を設定して余白率を計算することもできます（下図の②の方法）。

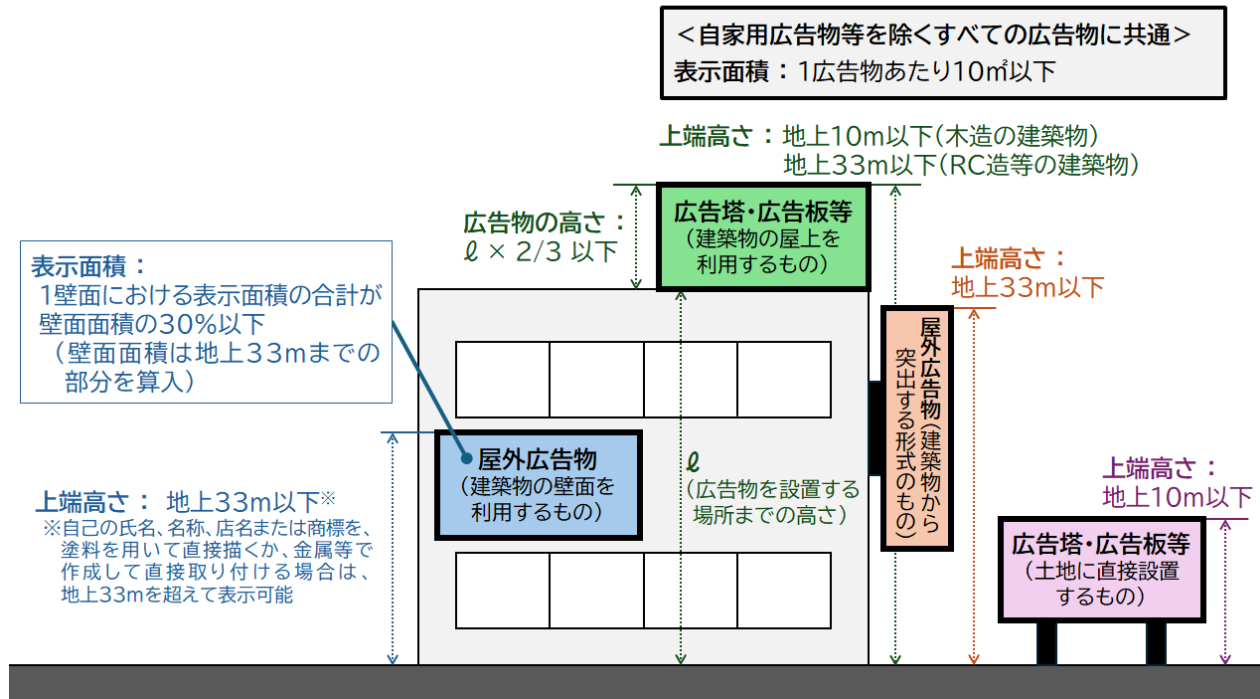


屋上構造物の上に広告物を設置する場合の高さの算定方法

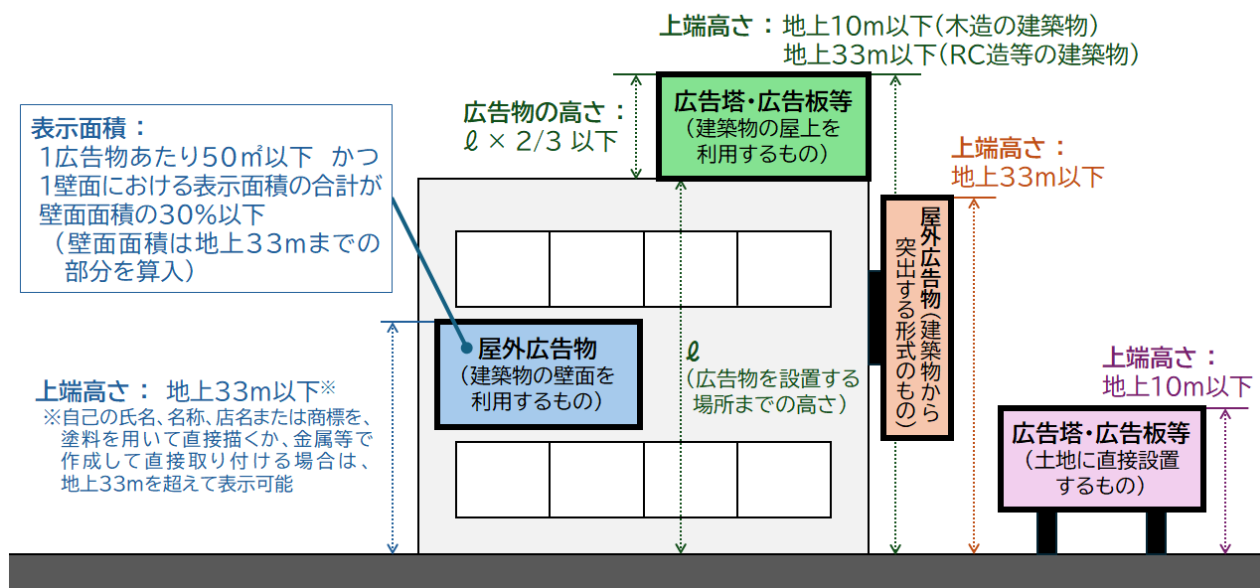
建築物の屋上に設けられた階段室、エレベーターピット、物見塔の屋上構造物（設備機器を覆う囲い等は除く）の上に広告物を設置する場合、「屋上構造物の水平投影面積の合計が建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下であるとき」または「広告物が屋上構造物の壁面の直上垂直面から突出するとき」は、屋上構造物の高さを「広告物を設置する場所までの高さ」には含めず、「広告物の高さ」に含めて計算します。



第一種住居地域、第二種住居地域

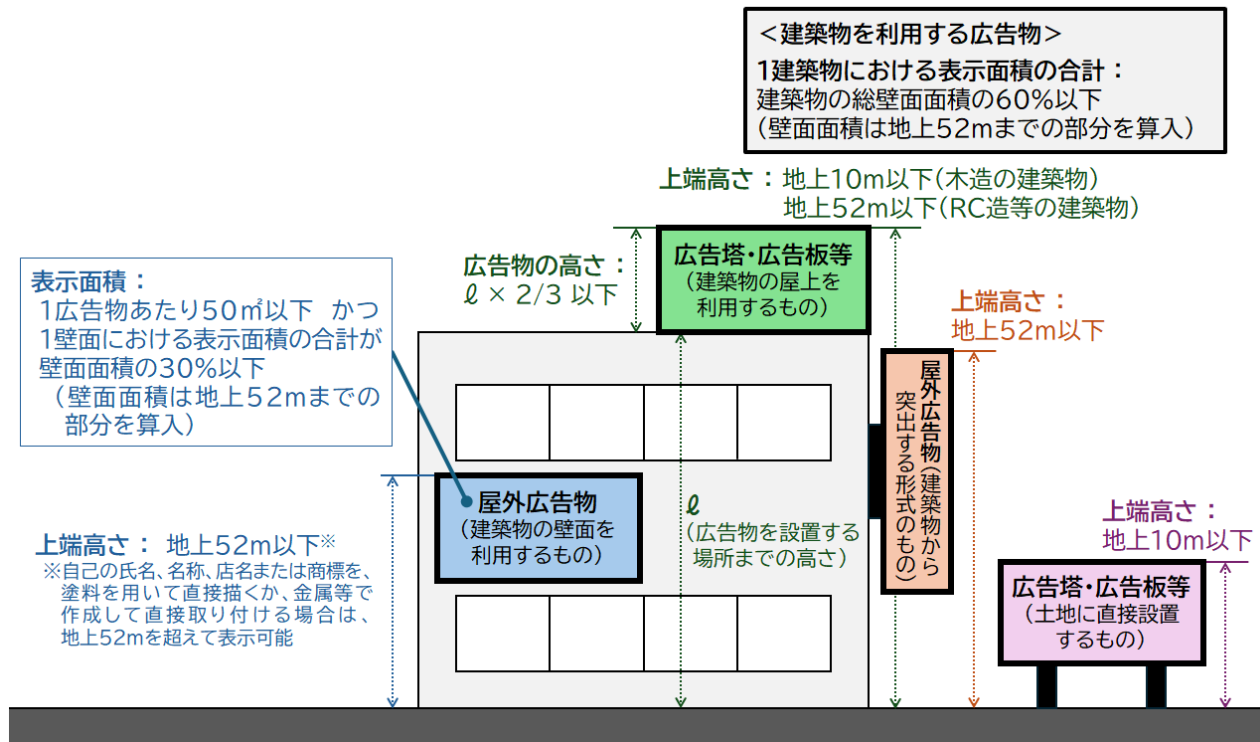


準住居地域

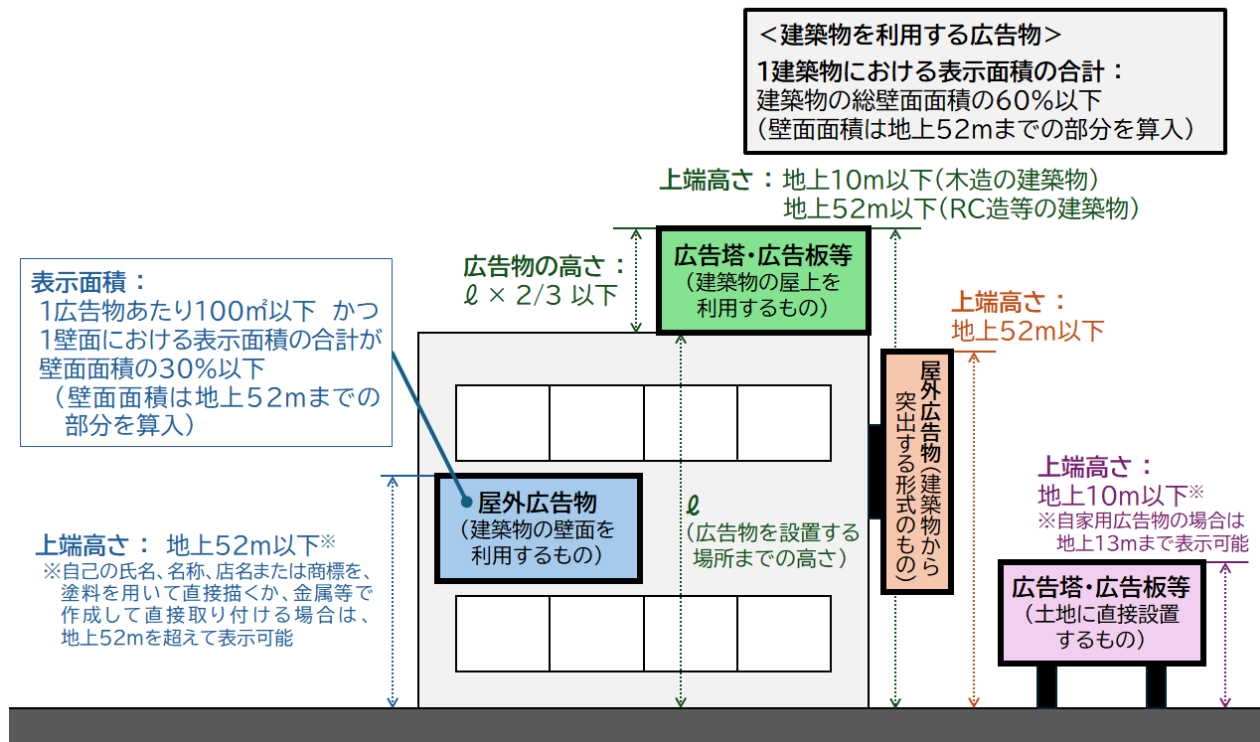


※建築物の屋上に設けられた階段室、エレベーターピット、物見塔の屋上構造物（設備機器を覆う囲い等は除く）の上に広告物を設置する場合、広告物の高さや広告物を設置する場所までの高さの計算方法が変わります。（⇒9ページ参照）

近隣商業地域

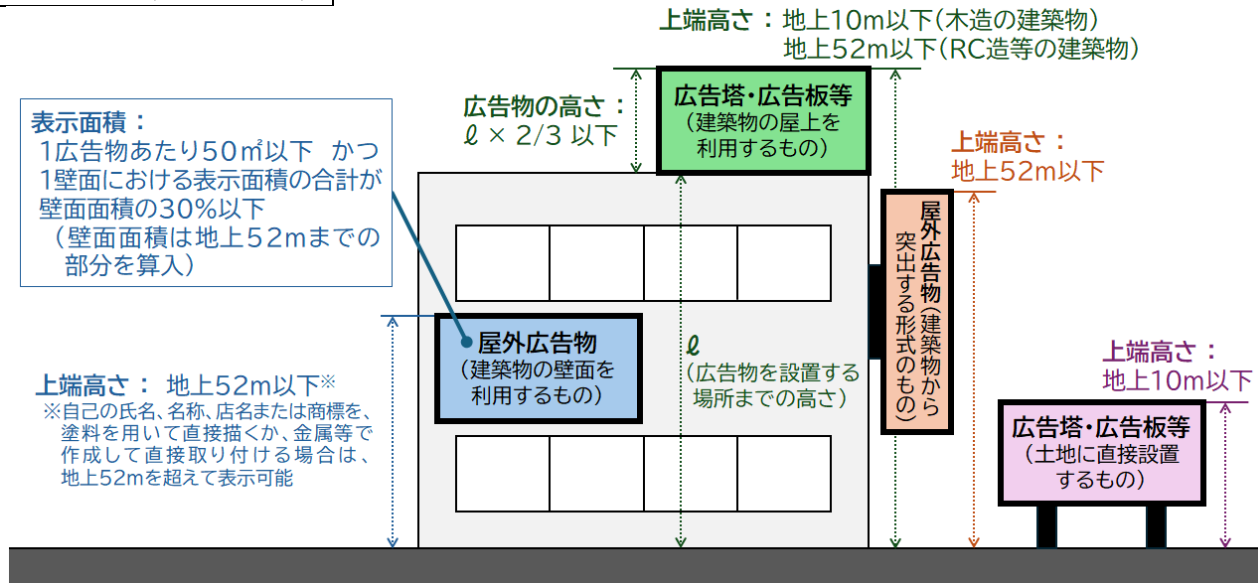


商業地域



※建築物の屋上に設けられた階段室、エレベーターピット、物見塔の屋上構造物（設備機器を覆う囲い等は除く）の上に広告物を設置する場合、広告物の高さや広告物を設置する場所までの高さの計算方法が変わります。（⇒9ページ参照）

準工業地域、工業地域



※建築物の屋上に設けられた階段室、エレベーターピット、物見塔の屋上構造物（設備機器を覆う囲い等は除く）の上に広告物を設置する場合、広告物の高さや広告物を設置する場所までの高さの計算方法が変わります。（→9ページ参照）

第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域の周囲50mの範囲内

- ◆ 通常の規格に加えて、次の規格にも適合する必要があります。
 - * 光源が点滅しない

道路や鉄道の路線用地、東名高速道路の沿道500mの範囲内

- ◆ 当該道路・鉄道・高速道路から展望することのできる自家用広告物は、通常の規格に加えて、次の規格にも適合する必要があります。
 - * 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、用途地域が指定されていない地域では、ネオン管を使用しない
 - * 上記以外の地域では、露出したネオン管を使用しない
 - * 赤色光を使用する場合は、赤色光を使用する部分の面積が表示面積の5%以下
 - * 光源が点滅しない

鉄道の沿線

- ◆ 鉄道の沿線に表示する屋外広告物で、鉄道の路線用地から展望できる野立広告物（土地に直接設置する屋外広告物で、商業地域に設置するものや許可不要広告物を除く）は、通常の規格に加えて、次の規格にも適合する必要があります。
 - * 鉄道及び軌道の路線用地の境界線からの距離が30m以上
 - * 屋外広告物の間隔が50m以上
 - * 地盤面から屋外広告物の上端までの高さが5m以下
 - * 表示面積が30㎡以下
 - * 裏側の骨組みが見えない（掲出物件がすのこ張りである場合はこの限りでない）
 - * 1つの掲出物件に表示する屋外広告物の数が1つ
 - * 形状が長方形
 - * 地色が黒又は原色でない

広告物の種類別の規格

土地に直接設置する広告塔、広告板等

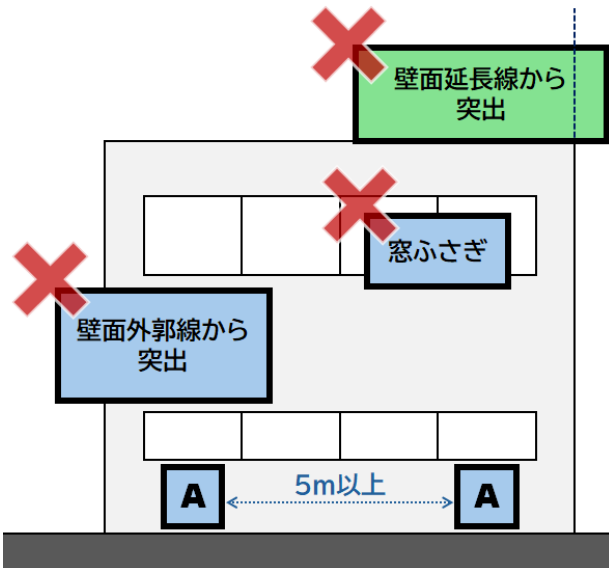
- ◆ 道路境界線からの出幅が1m以下
- ◆ 道路面から屋外広告物の下端までの高さは、車道上で4.5m以上、歩道上で3.5m以上(道路境界線からの出幅が0.5m以下の場合は2.5m以上)

建築物の屋上を利用する広告塔、広告板等

- ◆ 壁面延長線から突出しない

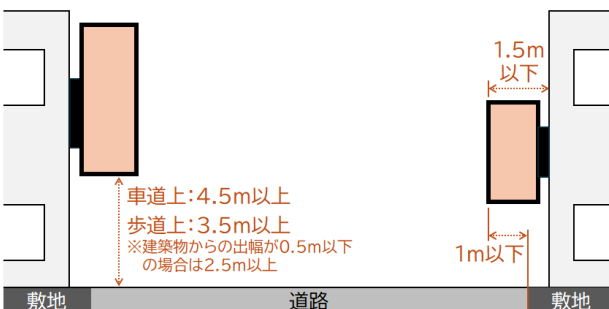
建築物の壁面を利用する屋外広告物

- ◆ 壁面の外郭線から突出しない
- ◆ 窓などの開口部をふさがない(広告幕については、非常用出入口および避難器具が設置された場所に最も近接する開口部を除き、この限りでない)
- ◆ 同一壁面上に同一内容の屋外広告物を表示する場合は、間隔を5m以上空ける



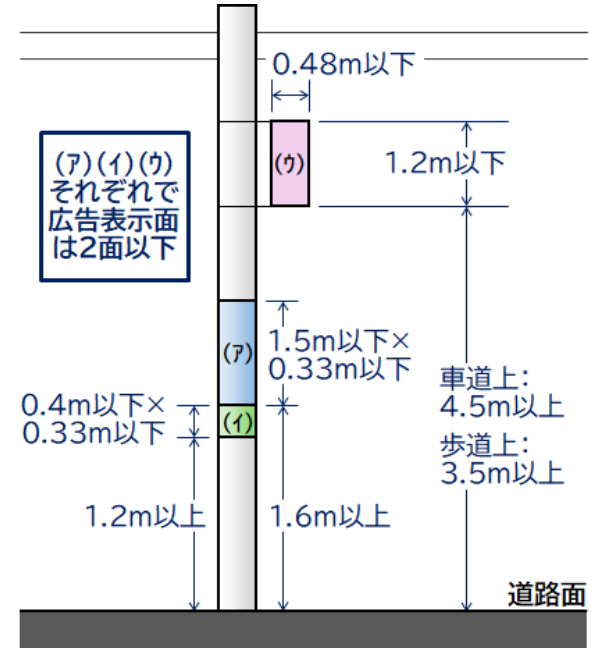
建築物から突出する形式の屋外広告物

- ◆ 道路境界線からの出幅が1m以下
- ◆ 建築物からの出幅が1.5m以下
- ◆ 道路面から屋外広告物の下端までの高さは、車道上で4.5m以上、歩道上で3.5m以上(道路境界線からの出幅が0.5m以下の場合は2.5m以上)
- ◆ 屋外広告物等と建築物とを接続する部分(ケーブルを含む)が露出していない



電柱・電話柱を利用する屋外広告物

- ◆ 近隣の店舗、事務所、工場等への案内誘導を目的とする(案内誘導広告物)
- ◆ 位置、大きさや数が下図のとおり



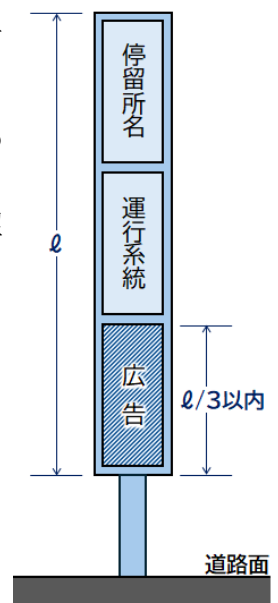
- (7) 巻付け広告
- (イ) 国または地方公共団体が表示する巻付け広告
- (ウ) 添架広告

街路灯柱を利用する屋外広告物

- ◆ 商店会、自治会・町内会等が表示する
- ◆ 道路面から屋外広告物の下端までの高さは、車道上で4.5m以上、歩道上で3.5m以上

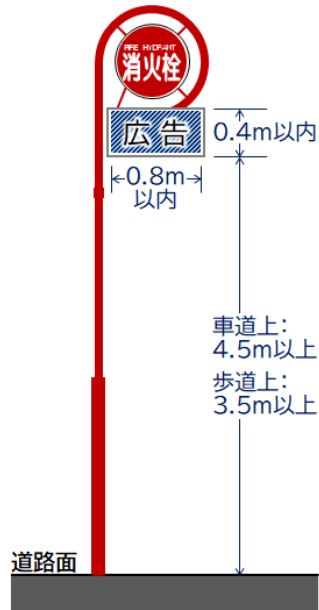
バス停留所標識を利用する屋外広告物

- ◆ 近隣の店舗、事務所、工場等への案内誘導を目的とする
- ◆ 表示面積は、表示板の面積の3分の1以下
- ◆ 車両進行方向から展望できない面に表示する
- ◆ 地色が白色



消火栓標識を利用する屋外広告物

- ◆ 近隣の店舗、事務所、工場等への案内誘導を目的とする
- ◆ 位置や大きさが右図のとおり



避難標識等を利用する屋外広告物

- ◆ 避難標識等が表示された面の各面につき1つの屋外広告物を表示する
- ◆ 表示面積が 0.32m^2 または 各面の避難標識等の表示面積の2分の1 のいずれか小さいほうの面積以下
- ◆ 添架広告については、道路面から屋外広告物の下端までの高さは、車道上で4.5m以上、歩道上で3.5m以上
- ◆ 避難標識等の本来の表示目的を阻害しない

車体利用広告

共通事項

- ◆ 運転者の注意力を著しく低下させるおそれ(電光表示装置等により映像を映し出すもの等)がない
- ◆ 発光、蛍光素材や反射効果によって運転者を幻惑させるおそれがない
- ◆ 車体の窓、ドア等のガラス部分に表示しない
- ◆ 色彩、意匠その他表示の方法が周囲の景観に調和したものである

バス(路線バス・観光バスを除く)、 乗用自動車(ハイヤー・タクシーを除く)、 貨物自動車

- ◆ 所有者または管理者の氏名、名称、店名、商標、事業内容または営業内容を表示するあるいは非営利広告物を表示する
- ◆ 車体各面に表示する屋外広告物が2つ以下

路線バス・観光バス

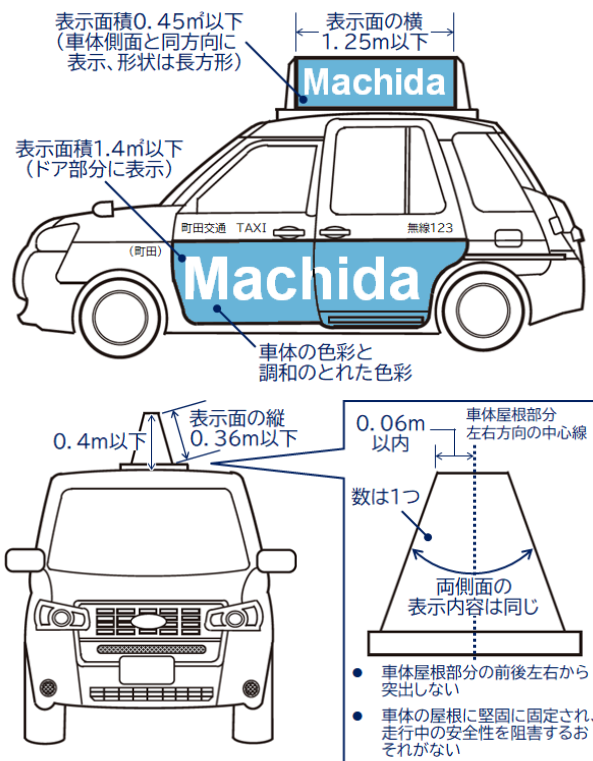
- ◆ 1車体あたりの表示面積の合計が、車体の底部を除く全表面積の10分の3以下(例外あり)
- ◆ 車体各面に表示する屋外広告物が2つ以下

電車

- ◆ 車体の外面に表示する屋外広告物のそれぞれの表示面積の合計が当該屋外広告物を表示する車両の面の面積の合計の10分の1(条件によって10分の3)以下
- ◆ 車体各面に表示する屋外広告物が2つ以下

ハイヤー・タクシー

- ◆ 車両1台に表示する屋外広告物が1つ以下
- ◆ 表示方法が下図のとおり



※ハイヤー・タクシーの車体の窓又はドア等のガラス部分の内側から外側に向けて第三者等の広告物を表示した車両については、乗用自動車の規格を適用します。

広告宣伝車

- ◆ 消防車や救急車と紛らわしい色を使用しない
- ◆ 車体各面に表示する屋外広告物が2つ以下

プロジェクションマッピング

- ◆ 表示面積や高さが、**地域別の規格** (→ 9～12 ページ参照) に適合する
- ◆ 周囲の景観及び環境並びに道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさない
- ◆ 信号機若しくは道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者を幻惑するおそれがない

屋外広告物の規格のまとめ

■ 禁止区域における自家用広告物の規格

屋外広告物の種類・規格の項目		地域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層 住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区 (第一種・第二種低層住居専用地域の区域を除く)
全般	1敷地における 表示面積の合計		20㎡以下(学校・病院の場合は50㎡以下)	
	光源		ネオン管の使用禁止、第一種文教地区の場合は光源の点滅禁止	
	色彩		広告物1面の表示面積が3㎡を超えるものは、表示面の 過半が高彩度色ではなく、かつ、使用する色彩が4色以下	—
	余白		30%以上	—
土地に直接設置する 広告塔・広告板等	上端高さ		地上 4m 以下	地上 10m 以下
	道路上に 突出する 場合	下端高さ	道路上への突出禁止	車道上:4.5m 以上、歩道上:3.5m 以上(道路境界 線からの出幅が0.5m 以下の場合は 2.5m 以上)
		出幅		道路境界線からの出幅 1m 以下
建築物の屋上を利用する広告塔・広告板等			表示禁止	
建築物の壁面を 利用する 屋外広告物	1壁面における 表示面積の合計		壁面面積(地上4m以下の部分を算入)の 30%以下	壁面面積(地上 52m以下の部分を算入)の 30%以下
	上端高さ		地上 4m 以下	地上 52m 以下
	窓ふさぎ		禁止(広告幕については、非常用出入口等の開口部を除き、この限りでない)	
	壁面外郭線からの突出		禁止	
	間隔		同一壁面上に同一内容の屋外広告物を表示する場合は、間隔を5m以上空ける	
建築物から突出する形式の屋外広告物			表示禁止	

■ 禁止区域以外における屋外広告物の規格

※下表に示す区域でも、道路上や学校敷地など禁止区域となる場合がありますのでご注意ください。

屋外広告物の種類・規格の項目		地域	用途未指定 地域	第一種住居地域、 第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域、 工業地域
全般	表示面積(自家用広告 物等を除く)		—	10㎡以下	—	—	—	—
	1建築物における表示 面積の合計		—	—	—	総壁面面積(地上 52m以下 の部分を算入)の 60%以下		—
	1敷地における表示面 積の合計		20㎡以下 (学校・病院の場 合は50㎡以下)	—	—	—	—	—
	光源		ネオン管の 使用禁止	—	—	—	—	—
	色彩		★	—	—	—	—	—
土地に直接設置する 広告塔・広告板等	上端高さ		地上4m以下	地上 10m 以下		地上10m以下 (自家用鋼広告物 は地上13m以下)	地上10m以下	
	道路上に 突出する 場合	下端高さ 出幅	右に同じ(自家用広 告物においては道 路上への突出禁止)	車道上:4.5m 以上 歩道上:3.5m 以上(道路境界線からの出幅が 0.5m 以下の場合は 2.5m 以上) 道路境界線からの出幅 1m 以下				
建築物の屋上を 利用する 広告塔・広告板等	上端高さ	表示禁止	木造建築物:地上 10m 以下 RC造等建築物:地上 33m 以下		木造建築物:地上 10m 以下 RC造等建築物:地上 52m 以下			
	広告物の高さ		広告物を設置する場所までの高さの3分の2以下					
	壁面延長線からの突出		禁止					
建築物の壁面を 利用する 屋外広告物	表示面積	(50㎡以下)	50㎡以下		100㎡以下	50㎡以下		
	1壁面における表示面 積の合計		壁面面積(地上4 m以下の部分を 算入)の30%以下	壁面面積(地上 33m以下の 部分を算入)の30%以下	壁面面積(地上 52m以下の部分を算入)の 30%以下			
	上端高さ		地上 4m 以下	地上 33m 以下	地上52m以下			
	窓ふさぎ		禁止(広告幕については、非常用出入口等の開口部を除き、この限りでない)					
	壁面外郭線からの突出		禁止					
	間隔		同一壁面上に同一内容の屋外広告物を表示する場合は、間隔を5m以上空ける					
建築物から 突出する形式の 屋外広告物	上端高さ	表示禁止	地上 33m 以下		地上52m以下			
	下端高さ		車道上:4.5m 以上 歩道上:3.5m 以上(道路境界線からの出幅が 0.5m 以下の場合は 2.5m 以上)					
	出幅		建築物からの出幅 1.5m 以下、道路境界線からの出幅 1m 以下					
	その他		屋外広告物等と建築物とを接続する部分(ケーブルを含む)が露出していない					

★: 広告物1面の表示面積が5㎡を超えるものは、表示面の過半が高彩度色ではない

※自家用広告物以外の適用除外広告物・許可不要広告物には、上記の規格だけでなく、別の規格が付加されます。(➡5~6ページ参照)

※すべての屋外広告物には、上記の規格のほか、地域や広告物の種類によらない共通規格も適用されます。(➡7ページ参照)

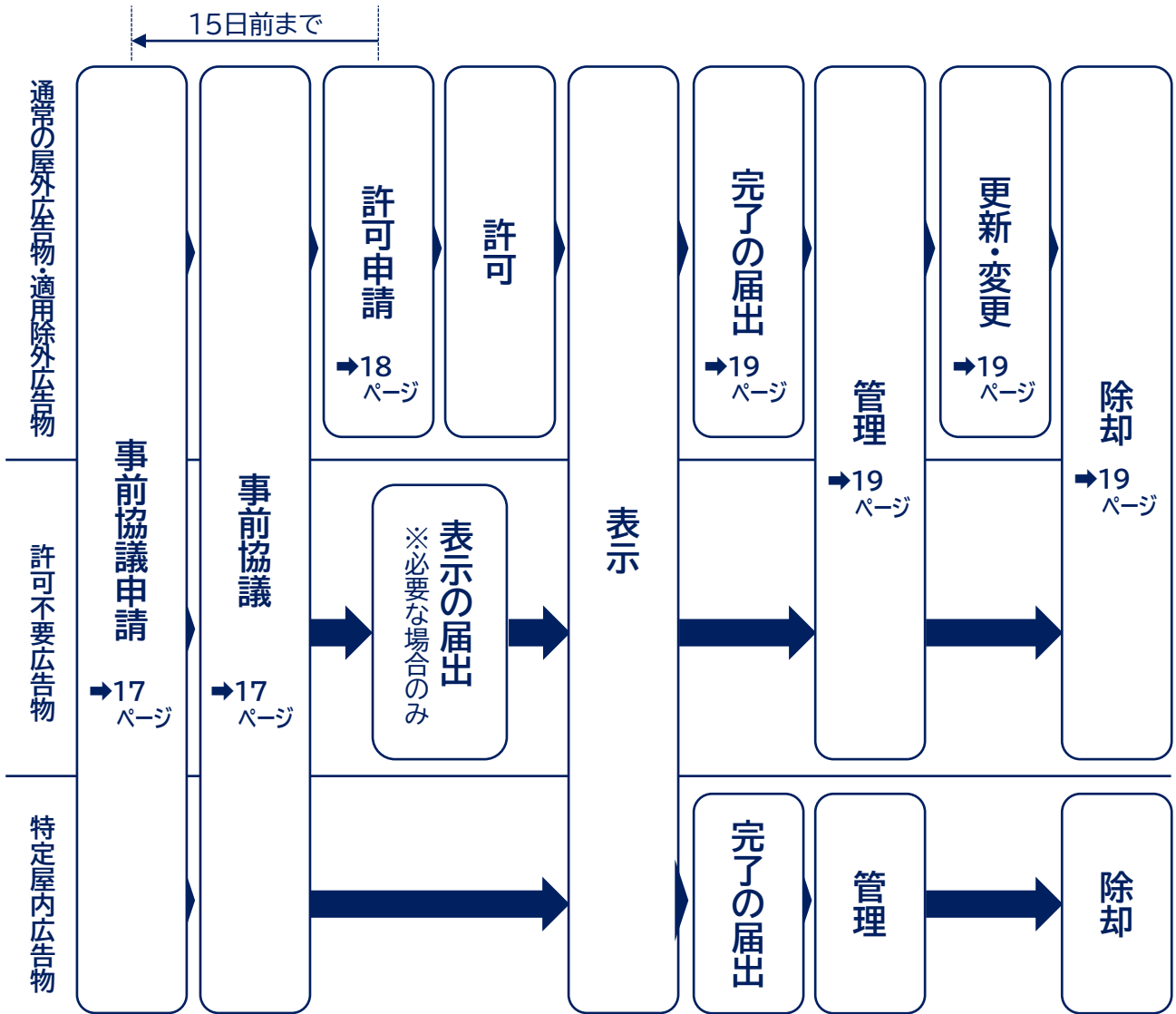
※第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域の周囲50mの範囲内、道路や鉄道の路線用地、東名高速道路の沿道500mの範囲内、鉄道の沿線においては、上記の規格だけでなく、別の規格が付加されます。(➡12ページ参照)

※電柱・電話柱を利用する屋外広告物、街路灯柱を利用する屋外広告物、バス停留所標識を利用する屋外広告物、消火栓標識を利用する屋外広告物、避難標識等を利用する屋外広告物、車体利用広告、プロジェクションマッピングについては、上記とは別の規格が適用されます。(➡13~14ページ参照)

4. 屋外広告物の表示の流れ

屋外広告物の表示の流れ

屋外広告物を表示しようとするときは、まず事前協議を実施し、その後、許可申請を行って町田市長の許可を受ける必要があります（許可不要広告物を除く）。許可を受けた屋外広告物の取付けが完了した際は、その旨の届出が必要です。取付け完了後、広告主等には、表示した屋外広告物を適切に管理する義務や表示終了後の除却の義務が生じます。また、許可期間終了後に継続して屋外広告物の表示を行う場合や、変更を行う場合は、許可の更新や変更の許可が必要です。

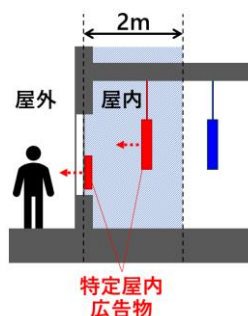


特定屋内広告物について

「特定屋内広告物」とは、建築物の窓の内側から屋外に向けて、常時又は一定の期間継続して表示される広告物で、窓面の内側からの距離が2 m以内のものです。

特定屋内広告物は町田市屋外広告物条例の規制の対象にはなりません。表示面積が1㎡を超えるものについては、町田市景観条例に基づき、表示を行う前の事前協議と、表示完了時の届出が義務づけられています。

● 特定屋内広告物のイメージ



● 特定屋内広告物の例



広告物に関する事前協議

町田市では、広告主の皆様と協働して良好な広告物を表示することを目的に、町田市景観条例に基づく事前協議の制度を設けています。事前協議では、広告物に係る景観づくりの考え方や配慮事項を伝え、地域特性や周辺環境を踏まえた広告物となることを目指します。

事前協議の対象

町田市屋外広告物に基づく許可申請が必要な屋外広告物と、表示面積が1㎡を超える特定屋内広告物（⇒16ページ参照）には、事前協議が義務づけられています。

なお、事前協議が義務づけられていない広告物についても、任意の事前協議を実施しています。

事前協議の手続き

町田市屋外広告物条例に基づく許可申請の15日前または、設計が容易に変更できる日のうちいずれか早い日までに、事前協議申請書に必要書類を添付の上、提出してください。

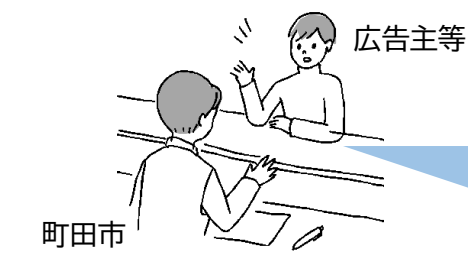
申請書等をもとに、町田市と協議を実施します。多くの人の目に触れ景観上の影響が大きい場合等は、専門家（景観アドバイザー）を交えた協議を実施します。

● アドバイザー協議のイメージ



色彩等の専門分野について実務経験のある専門家が、「景観アドバイザー」として、専門知識や経験に基づく助言を行います。

● 事前協議のイメージ



町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）に示す考え方や配慮事項をお伝えします。



町田市景観計画における「屋外広告物に関する考え方」

町田市景観計画（2024年3月一部改定）では、「屋外広告物に関する考え方」として、下記の内容を示しています。

広告物等は、自然や都市の景観に大きな影響を与える要素の一つです。表示・設置を行う位置や色彩などを景観に配慮したものとすることで、地域のにぎわいや個性の創出、周囲のまち並み、風景との調和を図ります。

こうした取り組みを広げるとともに、建築物等との一体的な景観形成を推進するために、町田市屋外広告物条例と、「町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）」の連動による事前協議を実施する等、地域特性に応じた景観づくりを実現します。

許可申請の手続き

- ◆ 屋外広告物の表示の許可を受けようとする場合は、下記に示す書類等を正、副の2通ずつ作成して窓口(⇒21ページ参照)に提出し、許可申請を行う必要があります。
- ◆ 下記書類以外でも、該当する場合には必要な書類がありますので、町田市公式ホームページ(⇒21ページ参照)の申請書類チェック表も合わせてご確認ください。

提出書類		備考
A	屋外広告物許可申請書・別紙(表)(裏)	—
B	付近案内図	・主要道路、鉄道駅付近の目標等が表示されているもの
C	配置図	・広告物と建築物、広告物と道路境界線との関係が分かるもの
D	デザイン図(意匠図)	・彩色されたもの。立面図に着色されたもので兼ねることもできる
E	立面図	・広告物の高さ、表示面積、照明の状況がわかるもの
F	建築物に関する図面(屋上平面図、断面図、立面図、取付詳細図)	・建築物に設置される広告物について、それぞれの規格に適合していることが確認できる図面(高さ・寸法が分かるもの)
G	管理者の資格証明書	・管理者の設置義務がある広告物の場合
H	施行者の屋外広告業登録通知書	・東京都知事の登録を受けたもの(他自治体のものは不可)
I	承諾書	・他人の所有地、建築物等に広告物を設置する場合
J	委任状	・申請者が手続きを第三者に委任する場合
K	返信用封筒・切手 (郵送による手続きの場合)	・納付書送付用封筒(切手貼付済) ・許可書送付用レターパック

許可申請手数料・許可期間

- ◆ 広告物の種類によって、許可申請手数料※や許可期間が変わります。

広告物の種類	許可申請手数料	許可期間
広告塔	表示面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	2年
広告板等		
小型広告板	1枚につき 400円	1年
広告幕	1張につき 990円	1か月
はり紙	50枚までごとにつき 2,250円	
はり札等		
広告旗	1本につき 450円	3か月
立看板等	1枚につき 450円	
電柱等利用広告物	1個につき 310円	1年
標識利用広告物	1個につき 210円	
宣伝車利用広告	1台につき 4,950円	
車体利用広告	1台につき 1,950円 ※電車、バスで長方形の枠を利用する方式のものは、1枚につき 610円	1か月
アドバルーン	1個につき 2,850円	
アーチ	1基につき 10,630円	2年
装飾街路灯	1基につき 5,010円	
店頭装飾	1基につき 19,800円	1か月
プロジェクションマッピング	表示面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円 ※表示面積1,000平方メートルを超えるものは 644,000円	2年

※エリアマネジメント広告(⇒20ページ参照)を表示する場合等は、許可申請手数料が免除されます。

取付け完了の届出

- ◆ 屋外広告物に係る許可を受けた方は、当該屋外広告物の取付けを完了したときに、ただちに下記の書類を窓口（➡21ページ参照）に提出し、届出を行わなければなりません。

取付け完了の届出時に必要な書類

- 屋外広告物取り付け完了届
- 取付けを完了したことが確認できるカラー写真

管理の義務

- ◆ **すべての屋外広告物**の広告主、管理者や所有者等には、屋外広告物の補修や除却などの必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持する義務があります。
- ◆ 広告物の種類によっては、屋外広告物の表示者に、以下の義務が生じます。

広告物の種類	屋外広告物の表示者の義務
許可を受けて表示する屋外広告物	表示者の氏名及び住所、許可期間等を表示した 標識票 を、屋外広告物、土地、建築物、工作物等の 見やすい箇所に表示
広告塔または広告板 (高さ4mを超えるものまたは表示面積10㎡を超えるものに限る)	下記のいずれかに該当する 屋外広告物管理者を設置* <ul style="list-style-type: none"> ・建築士法に規定する建築士 ・電気工事士法に規定する電気工事士 ・電気工事士法施行規則に規定するネオン工事に係る特殊電気工事資格者認定証の交付を受けている方 ・電気事業法に規定する第1種、第2種、第3種電気主任技術者免状の交付を受けている方 ・屋外広告士(屋外広告物法に規定する登録試験期間が実施する試験に合格した方)
アーチまたは装飾街路灯	

※屋外広告物管理者を設置または変更する場合、屋外広告物管理者の資格を証明するもの（認定証の写し等）を添付して、屋外広告物管理者設置届（または屋外広告物管理者変更届）を窓口（➡21ページ参照）に提出する必要があります。ただし、許可申請時に必要事項を記載した場合は、この手続きを省略することができます。

許可の更新

- ◆ 許可期間（➡18ページ参照）が終了したあと、継続して屋外広告物を表示する場合は、許可期間の満了の10日前までに許可期間の更新の申請を行う必要があります。
- ◆ 許可期間の更新の申請にあたっては、表示の許可申請時に必要な書類（➡18ページ参照）のうち、**A,B,G,H,I,J,K**とカラー写真(申請前3ヶ月以内に撮影したもの。表示内容、設置の状況が明確に判別できるもの)を正、副の2通ずつ作成し、改めて窓口（➡21ページ参照）に提出する必要があります。
- ◆ また、屋外広告物管理者（➡上記「管理の義務」参照）の設置が義務づけられる屋外広告物の場合は、屋外広告物管理者が作成した**屋外広告物自己点検報告書**もあわせて提出する必要があります。

変更の許可

- ◆ 屋外広告物の表示内容等を変更する場合は、再度、許可申請を行う必要があります。
- ◆ 許可期間の更新の申請にあたっては、表示の許可申請時に必要な書類（➡18ページ参照）を正、副の2通ずつ作成し、改めて窓口（➡21ページ参照）に提出する必要があります。
- ◆ また、屋外広告物管理者（➡上記「管理の義務」参照）の設置が義務づけられる屋外広告物の場合は、屋外広告物管理者が作成した**屋外広告物自己点検報告書**もあわせて提出する必要があります。

除却の義務

- ◆ 屋外広告物の許可期間その他の適法な表示期間が終了した場合、当該屋外広告物の表示者には、当該屋外広告物を除却する義務が生じます。

5. エリアマネジメント広告の活用推進

公共空間に屋外広告物を表示し、その広告料による収益をまちづくりに還元することで、良好な景観の演出とまちづくり資金の確保を両輪で進める取り組みが全国各地で行われています。これらの取り組みは、「エリアマネジメント広告」と呼ばれています。

町田駅周辺ではペDESTリアンデッキや原町田大通りの空間を使ってエリアマネジメント広告の取り組みが始まっていますが、今後、町田駅周辺でエリアマネジメント広告の活用を更に推進するとともに、市内の他の拠点等でもエリアマネジメント広告を活用しやすい環境を整えるため、町田市屋外広告物条例では「エリアマネジメント広告活用計画」の仕組みを設けています。

● エリアマネジメント広告の例



制度の対象

まちづくりの推進を図る活動等を行うことを目的とする「まちづくり団体」が対象です。

下記に示す団体は、まちづくり団体になることができます。

- ・認可地縁団体(地方自治法)
- ・商店街振興組合(商店街振興組合法)
- ・会社(会社法)
- ・法人でない団体で、組織及び運営に関する事項を内容とする規約等を定めているもの

支援措置

- まちづくり団体は、エリアマネジメント広告の運用等にあたって町田市長に**技術的援助等を申請**できます。
 - ➔ 町田市長は、申請をうけて、まちづくり団体に**景観アドバイザーを派遣**することができます。
- エリアマネジメント広告活用計画に基づいて表示されるエリアマネジメント広告は、**禁止区域や禁止物件に表示するものや、規格外のものであっても、特例的に表示の許可を得る**ことができます。
- エリアマネジメント広告活用計画に基づき表示されるエリアマネジメント広告を表示しようとする場合は、**許可申請手数料が免除**されます。

手続き

事前協議

まちづくり団体事前協議申請を行います。事前協議の実施にあたっては、必要に応じて、専門家(景観アドバイザー)も交えた協議を実施します。

認定申請

まちづくり団体は、エリアマネジメント広告活用計画の案を添えて、認定申請を行います。

審査・認定

町田市長は、提出されたエリアマネジメント広告活用計画の案を審査し、町田市街づくり景観審議会の答申を受けた上で、エリアマネジメント広告活用計画を認定します。エリアマネジメント広告活用計画が認定されると、支援措置(➔左記参照)が受けられるようになります。

報告

町田市長は、エリアマネジメント広告活用計画の適正な運用を確認するために、まちづくり団体に対して、エリアマネジメント広告の表示の状況、地域における公共的な取組の実施内容について報告を求めることができます。

6. 罰則

下記の例のように町田市屋外広告物条例の規定に違反した場合、罰金や過料が科されることがあります。

違反の例	罰則の内容
条例の規定に違反して、禁止区域や禁止物件に屋外広告物を表示した者 (立看板等、はり紙、はり札等又は広告旗を表示した場合を除く)	30万円以下の罰金
条例の規定に違反して市長の許可を得ずに屋外広告物を表示した者	
公衆に対し危害を及ぼす恐れのある屋外広告物を表示した者	
条例の規定に違反した屋外広告物に関する市長の措置命令に従わなかった者	20万円以下の罰金
条例の施行に必要な範囲で市長が求める報告・資料提出をせず、 または虚偽の報告・資料提出を行った者	
条例の施行に必要な範囲で市長が実施する立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、 または質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者	
条例の規定に違反して、道路、鉄道及び軌道の路線用地に 立看板等、はり紙、はり札等又は広告旗を表示した者	5万円以下の過料

7. 手続きの窓口

町田市屋外広告物条例に関する窓口

町田市内における屋外広告物の表示に関する事前協議、許可申請等は、下記の窓口で受け付けています。

町田市 都市づくり部 地区街づくり課 街づくり景観係
町田市森野2-2-22 町田市庁舎 8階 電話：042-724-4267(直通)

※屋外広告業の登録や、屋外広告物講習会の実施については、東京都屋外広告物条例に基づいて実施されます。
(窓口：東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 屋外広告物担当 電話：03-5388-3335(直通))

町田市屋外広告物条例以外に基づく確認・許可

下記の例のように屋外広告物条例以外の手続きも必要になる場合がありますので、ご注意ください。

条件	必要な手続き	担当部局
広告塔・広告板などの高さが4mを超える場合	建築基準法に基づく工作物の確認	町田市都市づくり部 建築開発審査課
屋外広告物を道路上(上空も含む)に表示する場合	道路法に基づく道路占用許可	町田市道路部 道路管理課
	道路交通法に基づく道路使用許可	表示場所の所轄の警察署 (警視庁町田警察署または 警視庁南大沢警察署)
地区計画区域内で屋外広告物を表示する場合	都市計画法に基づく工作物の届出	町田市都市づくり部 土地利用調整課

8. 条例・施行規則の条文

下記のページから、町田市屋外広告物条例および同施行規則の条文を閲覧できます。

URL : <https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/sumai/toshikei/keikan/koukokubutu/okugaikoukokukyokasinsei.html>

経過措置 (町田市屋外広告物条例附則) 都条例において許可された屋外広告物等において、市条例若しくは規則に定める基準に適合しないこととなる広告物等については、最長10年間の移行期間を設けています。

町田市屋外広告物のしおり

発行日 2024年10月 発行者 町田市 刊行物番号 24-33
編集 町田市都市づくり部地区街づくり課



